

中国の対日戦犯処理政策

— 厳罰主義から「寛大政策」へ —

豊田雅幸

キーワード

戦犯 戦争犯罪 戦争犯罪裁判 戦後日中関係

はじめに

日本の敗戦後、最大の被害国であった中国は、他の連合国同様、極東国際軍事裁判（東京裁判）へ参加するとともに、国民党政権のもとでB C級戦犯裁判を開催することにより、日本の戦争犯罪を裁いた。

さらに、中華人民共和国（以下、「人民政府」または「中国」）成立以後にも、一九五六年六月から七月にかけて新たな戦犯裁判が行われている。この裁判は、遼寧省瀋陽と山西省太原に設けられた特別軍事法廷において、四つの案件で四五名の戦犯を裁いたものであったが、他国の戦犯裁

判と比較すると、さまざまな点において独特のものとなっている。それは、裁判の開廷時期が非常に遅いことをはじめ、訴追された戦犯の数が極端に少なく、判決も死刑・無期のない概ね軽いものであった点などに象徴される。さらに、この四五名以外に、起訴を免除された戦犯が一〇一七名いたが、被起訴者と起訴免除者を問わず、これら中国において戦犯として管理された者のほとんどが、自己の加害行為を認め、反省しているということも特徴的である。

こうした裁判および戦犯管理の持つ特殊性については、当事者による回想や手記、証言録、さらには、帰国した戦犯たちが結成した「中国帰還者連絡会」の一連の活動によっ

中国の対日戦犯処理政策（豊田）

て、その一端を知ることができる^①。しかしながら、資料的な制約もあり、本格的な研究は、これまであまりなされていない^②。そのため、この裁判が、なぜ、他国の裁判に比してこのように特殊なものとなりえたのか、そもそも人民政府は、戦犯処理問題をどのように捉えていたのかといった点については、十分に解明されてはいない。したがって、戦後日中関係史においても、この裁判が断片的に言及されることはあるものの、戦後処理としての戦犯処理問題が、必ずしも明確に位置づけられているとは言いがたいのが実情である。

こうした研究状況に鑑み、以下、本稿においては、敗戦直後からの、中国共産党（以下、「共産党」）の戦犯問題への対応を確認するとともに、最終的な戦犯処理方針が策定されるに至る過程に注目し、人民政府の戦犯政策がどのようなものであったのかという点について論究してみたい。

一 建国以前の中国共産党の戦犯問題への対応

1 戦後直後の厳罰主義

日本の敗戦後、中国に展開していた日本軍の降伏および武装解除は、蒋介石率いる国民政府の管轄となり、また、東北（満州）はソ連の管轄となった。この降伏と武装解除

の管轄地域は、そのまま終戦処理の管轄となり、その一環としての戦犯裁判が実施されていくことになる^③。

共産党の場合、共産党軍の勢力範囲における日本軍の降伏と武装解除の実施を試みたが、国民政府はそれを認めなかった^④。そのため、戦犯として裁くべき対象者を手の中にしておらず、戦後直後に戦犯裁判を開催し得る立場にはなかったのである。

とはいえ、戦犯の処罰問題については重大な関心を示しており、積極的な姿勢を示している。例えば、日本の敗戦から一カ月後の九月一四日付の『解放日報』社論では、以下のように戦犯の処罰の必要性が述べられている^⑤。

中国人民は、日本軍の侵略を受けた期間がいちばん長く、受けた苦痛もいちばん深い。戦犯にたいする懲罰の要求がもつともさしせまった関心事であるのも、また当然なことである。これはけっして報復のためではない。これは正義のためであり、将来の恒久平和維持のためである。

日本の軍国主義は、ただ日本の軍事部門においてのみならず、政治・経済・文化の各方面においても根強い勢力を持つており、このたびの侵略戦争で、その狂暴性と残虐性をあますところなく示した。戦争犯罪人を処罰するには、中央から地方にいたるまで、軍人・官僚から財

閣・政治家にいたるまで、日本国内から占領地区にいたるまで、各方面から調査し検挙して、嚴重に処罰せねばならない。

このように述べた上で、具体的に、戦犯を次の三つにカテゴライズし、それぞれの代表的な人物を挙げ、戦犯リストともいべきものを提示している〔表一〕参照。

① 侵略戦争を準備・発動し、また侵略戦争を行なった軍事指導者

② 戦争の共謀者および軍部と協力して積極的に戦争を支持した者

③ 戦法規と慣例に違反し、また人道に反した罪行、たとえば大量虐殺、俘虜虐待、殺害、奴隸的強制労働、人民にたいする侮辱、強奪、私有および公共財産の破壊等の暴行者

内容的には、後に公布されることになる極東国際軍事裁判所憲章と比較すると、①②が「平和に対する罪」、③が「通例の戦争犯罪」に該当するものといえる。同年八月八日には、すでにロンドン協定の付属文書として国際軍事裁判所憲章に同様の犯罪類型が示されていたことを考えると、こうした分類は、国際的な合意事項を十分に認識した上でのものであったと考えられる。また、具体的に挙げられた戦犯の中には、天皇が含まれている。その処罰を検討しつつ

も、最終的には戦犯名簿への記載を見送った国民政府の対応とは対照的で興味深い。

自らが裁きを下すためのものというわけではないが、日本の敗戦後一カ月の段階で、共産党は、戦争犯罪の枠組みとその責任の所在を包括的に提示していた、という点において重要である。そして、この社論は、「ただ迅速かつ嚴重にすべての戦争犯罪人を処罰してこそ、平和と安全の強固な基礎を築くことができるのである」との一節でしめくくられており、戦犯問題については、厳罰と早期解決という厳しい姿勢を表明していたのである。

2 アメリカと国民政府の戦犯処理への批判

中国にかかわる戦犯たちの処罰は、国家指導者層などの主要な戦犯は極東国際軍事裁判（以下、東京裁判）において裁かれた。

アメリカの主導によってなされたこの東京裁判に対しては、表立った批判は確認されない。しかし、一九四八年二月二四日、岸信介をはじめとしたA級戦犯容疑者一九名（実際には一七名）が釈放され、これによって主要戦犯の処理が完了した旨をGHQが発表すると、翌年一月五日、戦犯の処罰が不徹底であるとして、厳しい批判を加えた。また、二月四日の共産党中央委員会の声明においても、具

【表1】『解放日報』社論（1945年9月14日）における戦犯の分類

(1) 侵略戦争を準備・発動し、また侵略戦争を行った軍事指導者	
九・一八以来、侵略戦争を用意し発動した主犯	荒木貞夫、本庄繁、土肥原賢二、東条英機、杉山元
最高軍機に参与した陸海軍の首脳（戦争の首謀者、直接の執行者）	寺内寿一、米内光政、西尾寿造
各占領地区における重要指揮官（戦争の強硬な執行者、焼殺・姦淫・破壊・掠奪を指揮したもっとも凶悪な犯罪人）	山下奉文、山田乙三、岡村寧次、畑俊六、下村定
特務機関の重要メンバー、傀儡政権の顧問	—
(2) 戦争の共謀者および軍部と協力して積極的に戦争を支持した者	
①皇室・重臣・高級官僚等	
皇室中の人物で侵略戦争中、重要な軍職に任じていた者	伏見宮、梨本宮、東久邇宮、朝香宮、天皇裕仁
重臣と一般のいわゆる穏健分子	近衛文麿、平沼騏一郎、宇垣一成、南次郎
②財閥	
大財閥の代表（戦争経済の指導者）	池田成彬、藤原銀次郎、郷古潔、古田俊之助
大軍事資本家につぐ者	中島知久平、鮎川義介、大河内正敏
③反動的政治家・官僚およびファッショ団体の責任者	
国際平和を破壊した反動的外交家	有田八郎、松岡洋右、重光葵、白鳥敏夫、大島浩
反動的官僚	鈴木貞一、青木一男、石渡莊太郎、豊田貞次郎
半軍事団体およびファッショ団体の責任者および宣伝者	後藤文夫、松井石根、橋本欣五郎、徳富猪一郎
(3) 戦争法規と慣例に違反し、また人道に反した罪行、たとえば大量虐殺、俘虜虐待、殺害、奴隷的強制労働、人民にたいする侮辱、強奪、私有および公共財産の破壊等の暴行者	
軍部の走狗	—
憲兵、人民鎮圧の下手人	—
政治警察、警備隊（占領地区）の積極分子	—

（出典）『解放日報』1945年9月14日付『新中国資料集成』第一巻（日本国際問題研究所、1963年）127～129頁より作成。

【表2】 裁判の権利を主張したA級戦犯容疑者

氏名	主な職歴*	備考
西尾 寿造	支那派遣軍総司令官	
多田 駿	北支那方面軍司令官	1948年12月病死
安藤紀三郎	南支那方面軍司令官**	
児玉誉士夫	上海海軍特務機関長	
谷 正之	特命全権大使・中国駐劄	
青木 一男	大東亜相、中華民国国民政府行政院全国 経済委員会最高顧問	
鮎川 義介	満州重工業開発株式会社総裁	

(出典)『人民日報』1949年2月4日付より作成。

* 職名については若干の修正を加えた。

**明らかな誤りであるが、職名から推測すると、1946年4月に上海拘留所で自決した安藤利吉と勘違いしたものと思われる。

体的に中国侵略にかかわる七名の氏名を挙げ、釈放したA級戦犯容疑者に対する裁判の権利を主張した(表2)参照。^⑧
 一方、中国において「通例の戦争犯罪」を行った戦犯たちは、国民政府が設けた一〇カ所の法廷において裁かれた。日本側の記録によると、一九四六年四月から一九四九年一月にかけて、六〇五件、八八三名が裁かれ、死刑一四九名、無期刑八三名、有期刑二七二名、無罪三五〇名、その他二九名という結果であった。^⑨
 この国民政府による裁判については、中国が蒙った被害の大きさや、それにもかかわらず、蒋介石を中心とした高度な政治判断から「徳をもって怨に報いる」対日寛大政策が採られたこと^⑩、また、内戦の形成悪化よって、裁判の実施が困難であったことなどを考え合わせると、慎重な評価がなされるべきであろう。
 しかし、戦犯の嚴重な処罰を主張していた共産党にとつては、このような結果は、決して満足がいくようなものではなかったと思われる。それは、国民政府に対し、裁判が終了する以前から、その不徹底さを度々非難していたことから窺えよう。特に、先のリストにも重要戦犯として名を連ねていた、支那派遣軍総司令官・岡村寧次への裁判がなかなか実施されない点に、その矛先が向けられている。例えば、一九四六年一月二十八日の周恩来の談話では、国

中国の対日戦犯処理政策（豊田）

民政府を援助するアメリカの対中国政府への批判の中で、「岡村寧次は現在まだ裁判にかけられていないばかりか、蒋介石政府に優遇されている」との指摘がなされている。¹¹ また、翌年七月七日の「中国共産党中央委員会『七・七』記念日の対時局スローガン」においても、「日本戦犯岡村寧次、『九・一八』以来のすべての日本の中国侵略犯罪人および漢奸・売国奴の処罰」が、一六項目の中の一つとして盛り込まれている。¹²

国民政府が岡村の裁判をなかなか実施しなかつた背景には、当初、日本軍の武装解除を円滑に進めるためとの思惑があつたようだが、「岡村は、中国にいても法の外にあり、しかも戦後処理に関する問題に多少進言できる立場にさえいた」¹³ようであり、その政治的ないし軍事的な利用価値が勘案されてのことであつたと思われる。

結局、岡村の裁判は、東京裁判の終結に歩調を合わせるように、一九四九年一月二六日、無罪を宣告した。そして、この裁判をもって国民政府の戦犯裁判にも幕が下ろされたのであつた。¹⁴

国民政府のこのような処置に対し、共産党側は、二日後の一月二八日、これに反対する声明を發し、「あらためて岡村寧次を逮捕するとともに、われわれのちほど通知する期日と地点にしたがつて、責任をもってかれを人民解放

軍のもとに護送しなければならない。その他の日本人戦犯は、しばらく諸君が拘禁しておき、われわれの処理をまつこと、これを一人でも勝手に釈放したりわざと逃がしたりしてはならない」と命じた。¹⁵しかし国民政府は、共産党側の主張を容れることはなく、岡村に加え、既決戦犯二六〇名をも日本へ送還したために、二月四日の、A級戦犯容疑者に対する裁判の権利を主張した中央委員会の声明の中で、岡村に対する再審の権利と、二六〇名の再送還を要求している。¹⁶

これに対し国民政府は、要求自体は拒否しつつも、岡村に対する最終決定は考慮中であり、「若し判決が不当なものと判れば再審のため中国に送り返される」との見解を示した。¹⁷

岡村をめぐる共産党側の執拗な要求は、重要戦犯とみなしていたことがその理由であろうが、一方で、中国国内においてもその処遇が注目されていた存在であつたといふことも無関係ではなかつたであろう。一九四八年八月二三日に開かれる岡村の第一回公判に関するロイター電は、「中国関係第一の大物だけに非常に注目され、一千枚の傍聴券が發行されている、当日は上海のX L S T局（波長一二〇〇キロサイクル）がマイクを法廷にすえて実況放送をする」と伝えている。

最終的には、共産党側の要求は現実のものとはならなかったが、国民政府との和平協定の最終修正案（同年四月一日）においても、以下のような条項を設け、戦犯処罰問題に対する妥協のない姿勢を崩さなかった。

第二款 双方は、南京国民政府が中華民國三八年一月二十六日に日本の中国侵略戦争の戦争犯罪人岡村寧次大將に無罪釈放を宣告したこと、また同年一月三十一日にその他の日本人戦犯二六〇名の日本送還を許したことなどの処置は誤りであること確認する。これら日本人戦犯は、中国の民主連合政府、すなわち全中国人民を代表する新しい中央政府の成立を待つて、あらためて処理する。

二 建国以後の戦犯処理政策

1 建国直後の戦犯問題への対応

一九四六年夏から本格化した内戦は、共産党側の勝利に終わり、一九四九年一〇月一日、中華人民共和国の成立をみることになったが、戦犯問題に対する厳しい姿勢は、その後も堅持されていた。

一九五〇年二月一日、ソ連が、前年末にハバロフスクで細菌戦関係の裁判を実施したのに引き続き、GHQとの密

約により訴追を免れた天皇および石井四郎（七三一部隊長）等四名を裁判にかけることを提案すると、日本の主要戦犯を厳罰に処することは、国際義務に適合することであると、人民政府は、ソ連提案に同調する姿勢をしめした。

また、同年五月一六日には、スガモプリズンに拘禁されている戦犯の釈放への端緒を開く、連合国最高司令部回章第五号「戦争犯罪人に対する恩典付与」（同年三月七日付）が不法であり、マッカーサーに与えられた権限を越える行為であるとの批判声明が、外交部長・周恩来によってなされている。この批判の背景には、回章に基づいて構成された宣誓仮出所委員会（マッカーサーによる任命）によって、アメリカ関係四名・中国関係二名の戦犯の仮出所が五月七日から始まったこと、さらには、この制度が東京裁判の被告にも関わることを、ソ連がすでに抗議していたことにあった。

こうした戦犯の管轄権問題については、裁判開催国がそれを主張した場合などもあったが、実際には、スガモプリズンの管理がGHQの権限に属することから、戦犯の仮出所についてもマッカーサーの管理下において実施されたのであった。その結果、サンフランシスコ平和条約の発効によって、戦犯の管理が日本政府に移るまでの間に、総数八九二名の戦犯が仮出所を果たし、その中には、ソ連およ

び周恩来が指摘したように、東京裁判の被告である重光葵（一九五〇年一月二日仮出所）も含まれていたのである。

当然、この重光の釈放についても抗議声明がなされるが、周知のように、この時期、すでに朝鮮戦争が始まり、それとともに日本の再軍備化が進められ、さらに、中国とソ連を除外する形で対日講和構想も表面化しており、戦犯問題も、そうした諸問題との関係において言及されるようになる。

例えば、一九五〇年十二月四日の周恩来による対日平和条約問題に関する声明の中では、以下のような文脈において、戦犯問題に関する批判がなされている。

極東委員会の降伏後の日本にたいする基本政策はもともと、日本はいかなる陸軍、海軍、空軍、秘密警察および憲兵をも持ちえないことを規定している。このことは、日本を再武装させてはならないということである。しかるに、アメリカ政府は西ドイツを公然と武装させているのと同じく、日本を公然と武装させつつある。周知のごとく、アメリカ占領軍は、日本警察に名を借りて日本陸軍を再建し、海上保安庁に名をかりて日本の海軍を再建し、かつ日本の軍港を保存建設し、日本の航空要員を訓練して日本空軍を樹立するとともに、日本空軍基地を保存・建設している。アメリカ占領当局は、大量の重

要戦犯を釈放し、追放を解除し、大量のフアッシュヨ分子の活動を復活させることによって、日本の侵略勢力を再建している。アメリカ政府はその軍事的統制によって、日本を完全にアメリカの植民地とするとともに、日本をアメリカがアジア人民を侵略するための道具として駆使しようと企図している。

その後も、一九五一年八月一日の「対日平和条約米英草案とサンフランシスコ会議に関する声明」（周恩来）や、同年九月六日の、国際法律家協会第五回代表大会に出席した沈鈞儒中国代表の報告などにおいても、同様の批判が繰り返し行われている。もはや戦犯問題は、処罰の厳格化の要求という域に留まらず、アメリカの対日・対中政策への反発・批判と一体となって展開されているという点が特徴といえよう。

2 戦犯の獲得と管理政策

アメリカの戦犯処理に対して厳しい姿勢を堅持する一方、中国共産党・人民政府は、建国に前後して日本人戦犯を手中にしており、自らが戦犯の処罰を行うという新たな課題を抱えていた。

戦犯を手中にすることになった経緯は、大きくわけて二通りである。一つは、いわゆるシベリア抑留の後、ソ連か

ら引き渡された者。もう一つは、日本の敗戦後に中国国内において逮捕された者である。

前者は、「中ソ友好同盟相互援助条約」締結のために毛沢東をはじめとした中国側代表団が訪ソした際に決定されたものである。その経緯については、司法部長である史良が、これらソ連から引き渡された戦犯たちが収容された「撫順戦犯管理所」の副所長・曲初に語った、次のような話が根拠とされてきた。²⁸⁾

毛主席と周総理がソ連を訪問したとき、スターリンとの間で両国間の政治、経済問題が討議された。当時中国と正式の外交関係が樹立されていたのは、ソ連初め十一カ国の社会主義国のみであった。

スターリンは、中華人民共和国が成立したとはいえず、いまなお帝国主義の包囲の中にあることを考慮し、中国の国家主権を尊重し、その国際的地位を高め、合法的権利を守り、中ソ両国の同盟と友好を増進し、社会主義陣営の中での声望を高めるために、第二次大戦中にソ連に捕虜となった者の中で、中国で戦争犯罪を犯した日本戦犯及び偽「満州国」戦犯一千名を全員中国に移管し、中国が自らの主権でこれを処理することを提案し、決定された。

我々は自らの政治的地位を高め、西側諸国に中国政府

の承認を迫ることが可能となる。

近年では、この戦犯移管の提案が、ソ連側からのものであったことが明らかになっている。²⁹⁾ 殷燕軍の研究によると、ソ連側からの戦犯移管の申し入れは、すでに一九四九年一月からなされていたが、中国側は即答しなかったという。その後の中ソ間の会談においても、再びこの件がソ連側から打診されるが、毛沢東は、「これらの戦犯は中国に引き渡すべきだが、目下中国は国民党残存勢力との戦闘中で、法律も完備していないため、戦犯審判の準備はまだできていない」との返答をし、その後のやり取りの結果、司法手続きの準備は一九五一年上半期か下半期になるとの見通しのもと、戦犯はしばらくソ連領土にとどめることになった。³⁰⁾

こうしたソ連側とのやり取りからは、対外的には厳格な戦犯の処罰を主張している一方で、現実問題として直面した、自らの戦犯処罰に対しては、あまり積極的ではない印象を受ける。結局、ソ連から、溥儀等「満州国」関係戦犯とともに日本人戦犯九六九名が引き渡されたのは、この会談から半年後の一九五〇年七月一八日のことであった。³¹⁾

一方、後者については、その大部分が、日本の敗戦後も山西省および大同省に「残留」した者であった。この地域の実力者であった閻錫山は、同地の日本人を「残留」させ

るとともに、共産党軍との戦いに用いたため、戦闘中に捕虜となった者や、一九四九年四月に省都太原が陥落し、戦闘が共産党軍の勝利に終わった際には、多くの投降者を出していたのである。

これら国内逮捕者は、その時期や経緯によってその後の足取りは一樣ではないが、大部分は、一九五〇年末から翌年にかけて、河北省永年県の「訓練団」に收容された。この「訓練団」においては、收容された人々の中に留用技術者や一般居留民も含まれていたため、戦犯となる対象者の選別が行われることになる。その結果、特に罪が重く、身分の高い者などは、一九五二年一〇月、山西省の「太原戦犯管理所」へと送られた。この太原には、その他の経緯で移送された者も含めると、一四〇名が收容された。また、それ以外の者（六一七名）は、河北省の「西陵農場」へと送られた。

このような経緯で戦犯となった者に対する管理政策は、これまでにも、管理した側とされた側の双方の手記や回想等によってその情況が明らかにされている。その特徴は、戦犯に対して、人道的な待遇を基調とした「寛大」な取り扱いを行い、その上で、日本の軍国主義による侵略の罪を自覚させるための学習・教育や、それを効果的に進めるための労働という方法がとられ、最終的には、罪を自ら告白

する「坦白」により、その罪を認める「認罪」へと導く、という点にあった。

こうした手法のうち、学習や労働については、永年の「訓練団」の段階からすでに実施されており、戦犯に限らず、日本人の管理政策の基本として当初から存在し、一貫して行われていたものと考えられる。

また、「西陵農場」については、学習や労働などは行われていたが、永年での選別を経ていたこともあり、二つの管理所において行われた「坦白」や「認罪」といった手法はとられていなかったようである。後述するように、中国当局は、形式的にはこのグループも戦犯として位置づけているが、收容者の中には、太原へ移送された者と紙一重のところになっていた者から、戦争犯罪とは全く無縁な一般の民間人まで含まれていたのである。したがって、撫順および太原の「戦犯」とは異なる位置づけをすべきものと思われる。

このように、対外的には戦犯問題に対して厳しい姿勢を示してきた人民政府であったが、自国内の戦犯に対しては、「寛大」な待遇によって「認罪」へと導く手法がとられ、早期に裁判を開催し、嚴重な処罰を下すという選択は行わなかった。ソ連との交渉における毛沢東の発言にあるように、建国間もない時期で、司法制度が未整備であったという国内事情や、朝鮮戦争の激化という緊迫した国際環

境の中にあつて、戦犯を手中にした初期段階においては、おそらく、戦犯の処罰ないし釈放といった、最終的な処理に関する具体的なプランが固まっていなかったものと思われる。仮に早期に裁判を実施するにしても、朝鮮戦争の影響によって、撫順の收容者は一時期ハルビンに移動するなどしており、その実現は困難ではなかつただろうか。

3 犯罪調査

戦犯を「坦白」から「認罪」へと導く一方、それぞれの戦争犯罪に関する調査活動は並行して行われていた。

撫順の場合、しだいに戦犯たちが罪を認め始めた一九五二年八月、最高人民検察署は、九名からなる「日籍戦犯重点調査小組」を派遣し、裁判の準備のための犯罪調査を開始している。しかし、全面的な調査活動が本格化するのは、一九五四年に入ってからのことであつた。管理所の所長、孫明齋は、その当時のことを次のように語っている。

一九五四年一月、私は撫順戦犯管理所長の身分で北京に行き、最高人民検察院に総括報告を行いました。高克林、譚政文二人の副検察院長から日本人戦犯と「満州国」戦犯に対する裁判を行うという決定が伝達されました。私は撫順に戻り、ただちに戦犯管理所の職員に中央の指示を伝達しました。しばらくして譚副検察院長が撫順

に来て、管理所の職員に動員報告を行いました。三月、最高人民検察院から派遣された東北工作団が撫順にきてから、日本人戦犯に対する内外両面からの全面的な調査がはじまりました。

この東北工作団で主任を務め、実際に調査活動にあつた李放も、一九五四年一月、「中国共産党中央、中国政府は、日本人戦犯の取調べ、処理を行うことになった。必要な幹部、職員は中国共産党中央組織および全国の検察庁系統、公安系統から、また日本語を話せる人員を各機関から集めるように」との指示が、最高人民検察署になされたこと述べている。また、それを受けてなされた具体的な動きについては、次のように述べている。

私たちはただちに五〇〇名くらいの工作人員を集めました。その後各部門の仕事を検討してさらに増やし、大体七〇〇名の人員を全国から集めて中華人民共和国最高人民検察院東北工作団委員会を組織しました。東北工作団は一九五四年二月に撫順に到着しました。撫順市の党委員会、市政府、管理所は工作団の仕事を応援し支持し二〇〇名の工作人員を派遣しました。総勢九〇〇名の構成です。工作団の代表は、撫順に常駐する最高人民検察院の副検察長譚政文で、主任は、李放です。工作団に委員会が設けられ、李放、孫明齋など七人くらいで構

成されました。工作団を指揮する共産党は、総指揮委員会を設け、李甫山、李放、孫明齋、金源で構成され指揮長は李甫山です。

公的な資料の裏づけは取れないが、このような当事者の回想からは、戦犯の処遇に関する重要な意思決定が、一九五四年一月において行われたものと考えられる。そして三月以降、本格的な調査が大規模に実施されることになる。④⑤なお、その後の戦犯に対する尋問は、「罪が重く、中国に勤めていた時間が長い、重要な事件の関係者」に絞られて実施された。④

一方、太原の場合は、永年の「訓練団」の段階から、その初動がみられる。一九五一年一月一六日には、中国人民政府最高検察署・人民革命軍事委員会総政治部・中央人民政府公安部の連名で、山西省人民検察署に対し以下のような通知が届いていた。④⑥

目下、拘禁中の日本人戦犯には、閻錫山に留用された日本の軍人が多い。これらの人は山西で家を焼き払い、人を殺し、金品を略奪するなどの嚴重な罪を犯したばかりでなく、日本の降伏以後、閻錫山の反革命内戦にも参加した。これらの人民を殺害した罪行を償わせるため、極悪非道の戦争犯罪を裁判・処罰するには、充分な犯罪の証拠を調査することが必要である。そのために、この

仕事を、山西省人民検察署・軍区政治部・省公安厅が共同して責任を持って調査作業を完成させることになった。この仕事は重要な政治的意義があるので、この通知が届き次第、担当の指導者を決定し、力を結集し、調査計画を策定し、迅速に調査を始めて、四ヵ月間で終了させること。

この通知を受けて、「日本戦争犯罪人罪行調査に関する計画」が、中国共産党山西委員会、山西省政府の指導の下、山西省人民検察署と関連機関によって作成されたが、実際には、朝鮮戦争の影響で実施できなかつた。④⑥

具体的な動きは、一九五二年六月、中央から、日本人戦犯の調査と処理は、「国際的な闘争であり、認識を国際的なレベルに高めて進めなければならない」との指示を受け、「日本人戦犯の罪行調査に関する方法と計画」の草案が、同月一九日に策定されたことに始まる。この中では、「組織と任務」・「戦犯の類型」・「調査方針」など、犯罪調査の基本計画が定められている。組織については、省に「弁公室」を置き、専区・市・県などに聯合捜査組を設ける構想が示されているが、同月二六日には、早くも「日本戦争犯罪人罪行調査聯合弁公室」が組織されている。④⑥戦犯の類型については、国際軍事裁判所憲章および極東国際軍事裁判所憲章に規定された三類型を示した上で、山西省関係の戦犯に

ついでには、戦中における各種戦争犯罪とともに、閻錫山の内戦に協力した罪と、降伏後も日本ファシズム勢力とその活動を継続する者の温存を企図したという、戦後の問題をも射程に入れてある点が特徴的である。調査方針については、直接被害に遭った地域や人々を中心に、証拠や情報の収集を徹底するための具体的な活動が挙げられている。

こうして太原における調査活動が開始されることとなるが、戦犯の受け入れ後には、さらに組織が強化され、一九五二年一月二〇日、「弁公室」の上部組織として、「日本戦争犯罪人罪行調査委員会」が、山西省政府副首席（主任）、山西省公安厅庁長（副主任）、山西省人民檢察署副檢察長、山西省軍区政治部主任、山西省法院院長によって組織された。⁽⁴⁾ それとともに、一九五三年一月から戦犯に対する直接の取調べが開始され（五月までに終了）、六月から一二月にかけては重要な犯罪に重点を置いた取り調べ、翌五四年一月から三月にかけては戦犯による供述と証拠類の照合作業を行い、全般的な調査作業を終えている。⁽⁵⁾

このように、撫順の場合は、ソ連によってあらかじめ戦犯として用意された人員を受け入れたのに対し、国内逮捕者の場合は、内戦に参加した軍人と一般の居留民などが混在する中で、戦犯とすべき対象を自ら選別・確定しなければならぬという状況であったため、撫順において大規模

な調査が開始される一九五四年初頭の段階においては、太原ではすでに基本的な調査が終了していた。そのため、その後は、中央の指示で「東北工作団」から派遣された一〇名による「太原工作組」が組織されるとともに、主要な戦犯への重点的な尋問の段階へと移行していくことになる。⁽⁶⁾ こうした両管理所における調査活動において、尋問の対象とされた主要な戦犯は、合計二一四名であった。⁽⁷⁾

三 日中間における戦犯問題と最終処理方針

1 一部戦犯の釈放と中国紅十字会代表団の来日

戦後日本は、周知のごとく、サンフランシスコ体制下において、人民政府との間に正式な国交関係を樹立していなかった。そうした状況において、二つの戦犯管理所にいる日本人戦犯の存在およびその処遇については、しばらく公にされることはなかった。

人民政府が、この問題に初めて公的に言及したのは、一九五二年一月一日の北京放送であった。これは、日本人居留民帰国の直接的なきっかけとなったものであるが、居留民以外の日本人として、戦犯が存在していることを以下のように明らかにしている。⁽⁸⁾

居留民の他にまだ少数の日本戦犯がいる。これらの戦

犯のうち、或る者は侵略戦争の時にわが国人民に対して血まなぐさい罪悪行為を犯したものであり、或る者は日本侵略者の降伏後蒋介石、閻錫山の匪賊軍に参加してわが国人民を敵に廻わしていたものである。これらの戦犯は今拘留されて裁判を待っている。

このように、戦犯の存在とともに、将来的な裁判の開催についても言及している。しかし、その後、居留民の帰国事業は、民間三団体（日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡委員会）が中国側との窓口となることで進められていくが、戦犯問題については何ら進展することなく、一九五三年一〇月三〇日、居留民の集団帰国が一時打ち切られてしまう。

この居留民の帰国に関する交渉過程においては、日本側から戦犯問題に関する働きかけが何度か行われていた。例えば、一九五三年三月に行われた居留民の帰国手続きに関する北京での会談において、日本赤十字社社長・島津忠承が日本人戦犯について尋ねたところ、中国紅十字会代表は「それは会談の範囲を逸脱する問題だ」として回答が得られなかったという。また、同年七月の天津における会談でも、日本赤十字社外事部長・工藤忠夫が戦犯の特赦を依頼したところ、中国側の反応は、「われわれは中共の法律を守る日本人だけ引揚げの援助をするが、違反者は制裁をう

けるべきで、帰国とは別問題である」というものであり、戦犯の釈放については「非常に見通しが悪い」との印象を持ったようである。このように、中国側から戦犯に関する明確な情報が示されることはなかった。

もっとも、撫順の戦犯については、ソ連側よりその情報がすでにもたらされていた。一九五〇年四月二一日のタス通信においては、九七一名の日本人戦犯が中国に引き渡される旨が報じられており、中国からの居留民集団帰国が打ち切られた翌月、一九五三年一月には、ソ連における日本人抑留者の帰国に関する日ソ赤十字代表の交渉において、九六九名の戦犯が中国に引き渡されたことが明らかにされていた。

とはいえ、日本側としては、戦犯の全体像すらつかめない状況が続いていた。しかし、一九五四年に入ると、事態は大きく動くことになる。七月二九日、中国を訪問していた日本平和代表団は、中国紅十字会会長・李徳全より、「自分の承知したところによれば、各種の罪を犯した元日本軍人中の一部のものは中国人民解放軍の寛大な政策に基づき『寛赦』を得るであろう。中国紅十字会は、中国政府の委託を得た後に、日本赤十字社、日本平和連絡会、日中友好協会の三団体連絡事務局と、これら元日本軍人の帰国問題につき連絡することを準備している」との言を受け取った

のである。⁵⁰そして、八月一九日には、中国人民政府革命軍事委員会総政治部による赦免により、四一七名の釈放が実施されたのであった。⁵¹

こうして初めて中国における戦犯の処理がなされたわけだが、実は、この釈放された戦犯というのは、先に触れた「西陵農場」に収容された者たちであった。このグループの一部は、すでに前年の集団帰国において、戦犯としてではなく一般の居留民として帰国を果たしており、また、数名の者は、赦免とならずに太原の戦犯管理所へ送られていた。⁵²したがって、これら釈放された者たちは、一般の居留民ではないが、管理所にいる戦犯たちとも異なる存在であったのである。

この釈放を、突如としてこの時期に実施した中国側の意図は、資料的な制約により明らかではない。しかし、先述したように、一九五四年初頭には、戦犯の処遇に関する意思決定がなされ、撫順における調査活動が本格化する中で、尋問の対象とされたのが一部の重要な戦犯に限られていたことを考えると、犯罪調査の対象外となっているこのグループの処遇についても、その方向性が定められていたとも考えられよう。また、この時期に懸案となっていた中国紅十字会の日本招請問題も、釈放の決定に影響を与えていたものと考えられる。そもそも、中国紅十字会の招請は、

日本人居留民の集団帰国に対する返礼としてのものであったが、日本政府はその決定を先送りしており、実現のめどが立っていないかった。そのため、日本側の窓口である三団体としても、招請が実現していない状況下で釈放交渉のみを進めることはできないとの立場を示していた。⁵³また、中国側の李徳全からも、先の日本平和代表団に対して戦犯の赦免を予告したのと同時に、招請問題が実現していないことに對する「遺憾の意」が示されていた。結果的に、この戦犯の赦免問題が持ち上がったことで、日本政府も招請に踏み切らざるを得なかったのである。⁵⁴

懸案であった招請問題が進展すると、中国側は、戦犯問題についてさらに踏み込んだ対応を示すことになる。一九五四年一月一日、中国側の招きに応じて北京を訪問した国会議員団と学術文化視察団に対して、周恩来^よより、戦犯問題に対する次のような発言がなされたのである。

すでに中国にいた日本居留民がたくさん帰りました。閻錫山の軍隊に参加して人民解放軍に反抗し、いろいろな罪を犯した旧日本軍人も日本に帰りました。その数四百人あまりです。現在中国にいる戦犯者は約千人あまりです。侵略戦争に参加した戦犯者は、蒋介石が解決しました。国民党が処理しました。現在残っている戦犯は二種あります。一つは、ソ連が東北解放の際に逮捕した

戦犯で、これはソ連から中国に渡されました。その数は九百何十人です。第二は閩錫山軍に参加し、中国人民と戦争した罪の重いもの、これが約百人ほどです。これらについても処理する考えであります。

第一、この人々は日本の家族と通信することができません。中国紅十字会代表が日本を訪問するとき、戦犯の問題をもつてゆき、日本赤十字社と相談するでしょう。李徳全会長が日本にゆきます。われわれはこれらの問題を早く解決しようと思つています。中国人民政府は人民解放軍の歴史的な伝統に基づき、寛大政策をとつています。これは中国で戦争した帰国者にきいていただければわかります。中日戦争で日本人を捕虜にしたときにも、殺害はしませんでした。

ただ、戦犯の中に特に重大な人がいます。これは事情が違うので、別に処理の方法を研究しています。大多数の者に対しては寛大な政策をとり、よく処理します。いまこのことに関していえるのは、これだけです。

このように、初めて戦犯の詳細が明かされるとともに、重大な戦犯への処理を検討中であること、大多数の戦犯に対しては寛大な政策によって処理することが、周恩来より直接明らかにされたのである。

さらに、一三日の議員団と中国紅十字会の会談において

李徳全は、「閩錫山の軍隊に加わっていたものと日本軍人の戦犯約百名も十一月から来年の一月ごろには帰れるようになるだろう」と、新たな戦犯釈放の可能性をも示唆していた。また、一八日には、議員団に対して撫順戦犯管理所の參觀が許可されるとともに、その際に入手された写真（八八枚）が、議員団の帰国後に新聞紙上で報じられるなどして、管理所における戦犯の生活の様子などについても明らかにされた。

「西陵農場」の「戦犯」釈放を皮切りとした、戦犯問題の処理へ向けた中国側の積極的な動きは、懸案であった李徳全を代表とする中国紅十字会の来日（一九五四年一月三〇日）によって、そのピークを迎える。まず、「日本侵華戦争罪犯名冊」が手交されたことにより、生存者一〇六九名、死亡者四〇名の情報が明らかにされた。そして、一月三日の中国紅十字会と三団体の覚書では、周恩来が示したように、以下のような戦犯の処遇に関する合意がなされたのであった。

七、戦犯者については、今回中国側より手交された名簿に記載された者のうち、絶対多数の者は、近く寛大な措置を受ける由であるが、その内釈放される者については、中国紅十字会は中華人民共和国政府の委託を受けて、その帰国を援助することとなる。

なお釈放されない戦犯者、一般犯罪者および犯罪容疑拘禁者に対する通信、慰問小包（便船による）の送付は、日本赤十字社より中国紅十字会を通じてこれを行う。

又、釈放されない戦犯者、一般犯罪者および犯罪容疑拘禁者からの留守家族への通信は、中国紅十字会より日本赤十字社を通じてこれを行う。

八、戦犯者、一般犯罪者および犯罪容疑拘禁者であつて釈放されないものについては、その服役又は拘禁の場合、刑期、訴因等を知りたいとの日本側の希望に対し、中国側はこれは将来公表されるものと考えられるが、帰国後司法当局と連絡して、希望に副うよう努力すると回答した。

一三、…また、戦犯者については、近く寛大な措置を受け帰国出来る者があると思われるので、その帰国のため日本側は何時でも派船出来るよう準備を整え置く。

2 戦犯処理と国交正常化問題

一九五四年に入り、にわかに戦犯問題が進展した背景には、中国の対日政策上最も重要な課題である、日中国交正常化問題が存在していた。朝鮮戦争終結以後、国際情勢は安定化へ向かい、日中間の民間交流も発展したが、その

一方で、日本をはじめとした西側諸国との国交樹立は達成されていなかった。そのため、国際環境の中での孤立から脱却するために、中国は、平和共存のための人民外交を展開することで、日本との国交正常化を試みていた。そうした働きかけは、すでに一九五三年中から見られていたが、一九五四年一〇月一二日の中ソ両国政府共同宣言の中で、日本との国交正常化を提案しているように、戦犯問題が進展しているまさにこの時期、それは、より明確な形であらわれていた。

同年一二月三〇日の『人民日報』社説「日本と中国との関係の回復について」においても、国交正常化へ向けた日本側の対応を求めているが、その中で、貿易協定の締結や居留民の帰国援助とともに、「ことしの一〇月、周恩来総理は日本の二つの訪中代表団と会見し、その代表が提出した問題にこたえたさい、われわれが日本人戦犯に寛大な政策をとる用意があること、漁業問題についても話しあう用意のあることをふたたび表明した。はたして、こうした一連の具体的措置が、すこしも実際の意義がなく、中日の正常関係回復のための真の努力ではなかったといえるだろうか？」と述べ、従来、吉田内閣が中国側の働きかけを实际的意義のない「平和攻勢」とみなしてきたことへの反駁と⁶⁶している。

このように、戦犯問題は、両国間に横たわる個別案件の処理という性格だけではなく、貿易、漁業、居留民帰国問題とともに、「正常関係回復のための真の努力」であり、そのための「具体的措置」として位置づけられている。その意味では、戦犯問題における「具体的措置」は、日中国交正常化へ向けた一つの布石であったともいえよう。

その後も、このような中国側の働きかけは繰り返し続けられていく。しかし、日本側からの「具体的な措置」は見られず、予告された戦犯の釈放も実現されずにいた。そうした中で、戦犯を含めた日本人居留民の帰国を促すための政府間交渉が、日本側からもちかけられることになった。

一九五五年七月一日、ジュネーブ駐在日日本総領事田付景一からジュネーブ駐在日中国総領事沈平にあてた書簡において、居留民の帰国が途絶えていること、なお四万人の消息不明者がいることを指摘しつつ、戦犯問題については、「戦争が終つてすでに十年になり、抑留されているものが家に送り返されることを強く求めているのはしごく当然であります」として、その釈放を求めた。そして、この書簡は、以下の一節によって締めくくられている。

日本政府と中華人民共和国政府との間の外交関係の有無にかかわらず、日本政府は、中華人民共和国政府がこの問題についてできうる限りのことをされるよう希

望するものでありまして、その理由は、これが純然たる人道上の問題だからであります。（傍点、筆者）

ここに示されているように、日本側の基本的なスタンスは、国交正常化問題を棚上げしつつ、飽くまでも「人道上の問題」としてこの事態を進展させようとするものであった。同様の主張は、翌日、外務省からも発せられたが、これに対する中国側の反応は、八月一六日、外交部の声明としてなされた。それは、日本側の主張は、「全く根拠のない非難」であり「一方的な要求」であるとして、全面的な反論を展開したものであった。この中で、戦犯問題については、以下のように言及している。

日本人戦犯の問題について。これについては私たちは寛大な政策に従って処理するつもりであることを早くから言明している。一九五四年の八月、私たちは日本の中国侵略戦争の期間と中国人民解放戦争の期間にいろいろな罪を犯したものと日本軍人の四百十七名に対する処罰を免除し、これを日本に送り返した。その後中国紅十字会はまた、日本赤十字社に千六十九名の戦犯の名簿を手渡し、その状況を知らせた。これらの戦犯に対しては、中華人民共和国政府は中国の法律上の手続きに従ってこれを処理することになっている。これは中国の主権に属することがらであり、日本政府がこれ以上に口をさ

しはさむ権利はない。

このように、これまでの一連の措置を示した上で、戦犯問題は国家主権に属する問題だと主張を行っている。その上で、国交正常化のために、より重要な貿易問題、両国民の往來の問題などを処理すべきであり、そのための話し合いの用意がある旨が告げられていた。

これに対する日本側の回答は、八月二十九日、田付から沈平に対する書簡においてなされたが、その主張は基本的に七月一五日のものと同様ではなかった。すなわち、「日本政府は、日本政府と中華人民共和国政府との間で、先ず第一に戦争犯罪人をふくめた日本人居留民の帰国問題を解決すべきであると考えています。この問題は純然たる人道上の問題でありますので、両国政府の間に外交関係がないからといって、共同してこの問題を解決する上に困難を生じるべきはものではありません」というものであった。ただし、戦犯問題については、「ある国家はすでに第二次世界大戦中のすべての戦争犯罪人を釈放していること、ある国家は彼らをその本国に送って服役させていることを申し述べてよいと思います」と、他国の戦犯処理が終結に向かっていることを引き合いに出し、速やかな釈放を希望したのであった。

その後もジュネーブにおける交渉は続けられるが、国交

史苑（第六九卷合併号）

正常化を促すための話し合いを求める中国側に対して、「人道上の問題」に限った交渉に限定しようとする日本側の主張はかみ合わず、結局この交渉は、一月四日、「最近のうちに戦争犯罪人の処理の結果について公表することになっていきます」との内容を含んだ中国側の書簡を最後に、終了してしまふ。

この間、周恩来は、一〇月五日の日本の国会議員団との会見において、国交正常化を「大使級以上」で行うことを希望している旨を表明するとともに、「戦犯の釈放は、中日両国関係の正常化の後に両国の赤十字社によって処理されるべきだ」との見解を表明した。また、同月一五日、日本国会議員団との会見において、毛沢東および周恩来は、戦犯問題について次のように述べている。

上林山团长 日本戦犯が長期拘禁されているが、特別な配慮の上、本国へ送還されたい。

毛主席 これは居留民の問題とは別で、戦争終結の問題である。そこで何らかの形式において戦争状態が終結することが大切でそうなれば直ぐ解決する。

周首相 この問題は毛主席の発言通りである。ただ病弱者、年寄りの人たちは特別配慮されるでありましよう。また罪の軽重によって手心を加えるでしよう。それを、どうするかは中国の主権である。家族の心配は

よく知っている。あなたたちは瀋陽に行かれたでしょう。病人と年寄りがあったら手当てをして待遇改善に努めるつもりです。

このように、戦犯処理は中国の主権の問題であり、国交正常化（＝戦争状態の終結）こそが先決問題であるとの立場を示していた。

しかし、政府間交渉の進展が期待できなくなった一二月末になると、中国側は柔軟な姿勢を示すことになる。一月二八日、毛沢東と会見した片山哲は、「毛主席は近く日本戦犯の中六、七百人を釈放して日本に帰国させる手続きをとるとはつきり言明した。中国に抑留されている日本戦犯は千六十九人いるからその過半数以上が帰国できることになったわけである。一度に釈放して一度に帰国させることは技術的にできないので数段に分けて釈放し、帰国させたいとのことであった。『近く』という意味はわれわれの印象では『今年内』第一回の釈放があり、帰国が実現できるといふふうに解釈した」と語っている。

さらに、一月二三日、周恩来は日本の記者団に対して、「大きな毛主席が片山哲氏に言明した通り、中共政府は日本人戦犯六百ないし七百人の帰国事務を急いでいる。これらの人は裁判の手続きが終り次第、数次に分けて帰されるが、その時期は極めて早く実現されよう」と語るとも

に、「現在普通の民間団体が往来して日中間の友好は深まりつつあるが、早く両国政府間の話し合いがついて、正規の国交回復が実現することを望んでいる。西独とソ連との国交回復交渉は短時日の間に話がついた。それよりもっと密接な関係にある日本と中国はなおさらのことだ」と、国交正常化への期待を改めて述べている。

こうした対応の変化に関する中国側の議論は不明だが、更なる戦犯釈放という「具体的な措置」を示すことで、国交正常化交渉を促そうとの思惑があったのではないだろうか。また、これまで確認してきたように、中国側は、早くから戦犯に対する寛大な処理とその結果の早期公表を明言してきた立場上、この問題を先延ばしにすることが得策ではないと判断したとも考えられよう。

3 戦犯処理方針の決定

毛沢東および周恩来が明言したように、一九五五年末の段階で、国交正常化の実現にさきがけ、六く七〇〇名の新たな戦犯釈放の準備が進められていくことになる。

一方、二つの戦犯管理所においては、重要戦犯の取り調べと証拠収集が続けられてきた結果、この時期には、起訴すべき主要戦犯の選定もほぼ終了していた。早くから犯罪調査が進められていた太原の場合、一九五四年一月から

主要な戦犯一五名が絞り込まれ、一九五五年一月にかけてその犯罪調査がおこなわれていた。^⑧また、大量の戦犯を抱える撫順の場合は、先述したように、地位が高く、罪の重い戦犯（軍関係では佐官クラス以上、「満州国」関係では科長以上）を対象として尋問が行われた結果、一九五五年末の段階では、七〇名を起訴対象者として洗い出し、死刑や無期といった厳罰の適用が考慮されていた。^⑨

中央においても、一月から起訴状の起草作業に着手するとともに、最高人民検察院を中心に戦犯処理問題の検討が始められていた。^⑩この段階における具体的な情況は判然としないが、東京裁判で中華民国代表判事を務めた梅汝璈（外交部顧問）が、周恩来のもとで対外関係を担当していた廖承志に宛てた、一九五五年二月一日付の意見書からその一端が窺われる。

その中で梅は、戦犯の釈放について、六く七〇〇名の戦犯の無条件釈放は大事業であり、法技術上あるいは司法手続上の理由（例えば「罪嫌軽微」あるいは「証拠不十分」による不起訴）によるのではなく、政治と人道主義の考慮（寛大、友好等々の理由）に基づくものであると正々堂々宣言すべきであり、また、釈放は政治的なものであるので、司法機関によって処理されるのは適切ではなく、国家の最高機関である全国人民代表大会常務委員会の決議によるべ

きであるとしている。

また、裁判については、すでに四つの案件（八三名分）で起訴状初稿が起草されているが、それに対する法的な問題について指摘を行っている。例えば、想定されている起訴機関と裁判機関が、「最高人民検察院軍事檢察院」と「最高人民法院特別軍事法庭」であることに對して、他国の戦犯裁判においては、軍部・軍区あるいは司令部が特設する軍事法庭で処理されるのが一般的であることを指摘している。さらに、国際軍事裁判所憲章第六条や極東国際軍事裁判所憲章第五条のような条例または規程を、全国人民代表大会常務委員会で制定することが望ましいとの指摘を行っている。法廷自体に明確な根拠と地位を与え、また、起訴状や判決書の起草にあたっては便利であるというのが、そのねらいであった。

なお、量刑については、基本的に寛大な処理方針に賛意をしめしつつ、大部分の者は一〇年〜十五年、罪行が重い少数の者は二〇年〜無期とすべきとの見解を表明している。

これ以外にも、弁護制度・証拠制度・翻訳制度といった裁判の手續きを整えるべきことなどが指摘されているが、こうした梅の提言は、他国の戦犯裁判の先例を勘案した上でのものであった。そして、ここで指摘された内容は、そ

の後の議論の推移から考えると、ある程度の影響力を及ぼしたものと考えられる。

一九五六年一月になると、周恩来の指示のもと、撫順において調査活動を行った東北工作団の団長、譚政文（最高人民檢察院副檢察長）、最高人民法院刑事審判庭庭長の賈潜をはじめ、陳淑亮、鍾漢華、李甫山、王汝琪の党関係者六名と、先述の梅汝璈等五名（史良、周鯁生、張志讓、潘震亜）の専門家で構成された「量刑研究小組」（以下、小組）が組織され、量刑の問題をはじめ、裁判の法的根拠、法廷の構成や起訴案件といった、戦犯処理のための具体的な問題の専門的検討が行われた。

ここでの主な検討結果は、おおよそ次のようなものであった。

①量刑について——戦犯一〇六四名中、九五八名は、国防部の名義で寛大釈放を宣言し、残る一〇六名を裁判にかけ、そのうち認罪の程度が比較的よい者と老齢および重病人の三三名は、判決後に時期をみて刑期を繰り上げて釈放し、それ以外の七三名は判決後に刑期を執行し、将来的に情状を考慮して寛赦する、としている。また、一〇六名の刑期については、無期徒刑九名、二〇年六名、一八年一〇名、一六年一名、一五年三三名、一四年一五名、一三年五名、一一年三名、九年八名、七年六名と、具体的に示さ

れている。

②裁判の法的根拠について——従来、政府間交渉の中でも表明されたように、「中国の法律上の手続きに従ってこれを処理する」ことが検討されていたようであるが、その問題点が浮上していた。というのも、この時期中国においては、刑法が未公布であった。そのため、戦犯を裁くための法律としては、「懲治反革命条例」（一九五一年二月二日制定）の適用が検討されたが、戦犯の処罰と反革命の処罰が性質上完全に一致せず、戦犯の主要な犯罪を反革命条例では裁き得ないとの判断がなされた。その結果、一月一二日の周恩来への報告においては、国際法の関係規定と国際慣例の精神をもって根拠法を作成することが提案された。しかしその後の検討とソ連の専門家に意見を求めた結果、他国の戦犯裁判において国際法の規定が適用されることはあるが、刑法の制定時にそうした内容が含まれ、国内法の一部分として既に成立しているのであり、国内刑法が未公布の状況ではこうした方式を採用することは法的根拠を欠くものである、との結論に達した。最終的には、全国人民代表大会常務委員会において臨時に戦犯処罰の決定を下し、その決定の中で法廷の組織と裁判の基本原則を規定し、これをもって根拠法とすることが提案されることになった。

③ 起訴案件と法廷の構成等について——最高法院特別軍事審判庭の名義のもと、撫順に、日本軍関係一三名と「満州国」関係六二名を審理する法廷をそれぞれ設け、太原に、特務間諜関係二名と山西残留関係二九名を審理する法廷を一つ設けることが提案されている。なお、裁判の開廷時期は二月下旬を予定するも、準備作業の進捗状況から延期せざるを得ないとしている。また、戦犯の釈放については、裁判終結後に、釈放の発表時期を検討し、その実施をすべきとしている。

このように、その後に実現する裁判の基本的な枠組みは、この小組における議論によって形作られたが、報告を受けた周恩来は更なる研究を指示し、三月一六日、小組の党関係者六名による新たな報告書が作成された。再検討が要請された理由は、以前に提出された処理方針は、国内外の政治情勢の変化に対する認識不足と、中央による日本戦犯に対する寛大処理の原則への認識不足のため、起訴対象が多すぎ、量刑も厳しすぎたためであった。その結果、判決は軽く、一人の死刑も無期徒刑も言渡してはならないとの中央の寛大処理の原則と、極少数の重要戦犯への厳罰を実現するため、戦犯の九五%強（この時点では一〇一二名）を起訴免除として釈放し、起訴対象者を五一名に減少させている。また、最高刑も無期徒刑ではなく二〇年と変更され

た。裁判については、最高人民檢察院の起訴、最高人民法廷の組織による特別軍事法廷とし、四月一五日に開廷し同月中に終了するとの見通しが示された。釈放については、常務委員会の決定公布後、最高人民檢察院の布告によって起訴免除をし、三回に分けて帰国させることが提案されている。

この報告は、最高人民檢察院より全国人民代表大会常務委員会に提出され、また、中国人民政治協商會議全国委員会に対しては最高人民檢察院副檢察長・譚政文より提出され、議論されることになる。

なおこの間、戦犯処理のための政治指導と重要問題の解決のため、譚政文等六名を中心に、一名からなる「処理戦犯指導組」（他の五名は、趙安博、胡韋德、吳大羽、陳傳綱、李劍飛）が組織されていた。また、最高人民檢察院・最高人民法廷・司法部を中心に、業務・行政・宣伝・管教という四つの部局からなる「審判日本戦犯聯合弁公室」（賈潜主任）が組織され、起訴や裁判の具体的な準備作業が行われていた。

こうした過程を経て、一九五六年四月二五日、最高人民檢察院檢察長・張鼎丞から全国人民代表大会常務委員会に対し、「關於偵查在押的日本侵略中国戰爭中的戰爭犯罪分子的的主要情況和处理意見的報告」が提出された。これは、

三月一六日の報告書で示された一〇一二名の釈放と五一名に対する裁判、およびその処理原則の決定を求めるものであった。⁽⁸⁾ 同委員会は、同日付で戦犯処理に関する以下の決定を下し、中華人民共和国主席毛沢東の名によって公布されたことにより、日本人戦犯の処遇が、ここに正式に決定されることになったのである。

目下わが国に拘留中の日本人戦犯は、日本帝国主義のわが国にたいする侵略戦争中に、国際法の準則と人道の原則を公然とふみにじり、わが国の人民にたいして各種の犯罪行為を行ない、わが国の人民にきわめて重大な損害をこうむらせた。かれらの行なった犯罪行為からすれば、もともと厳罰に処してしかるべきところであるが、しかし、日本の降伏後十年來の情勢の変化と現在おかれている状態を考慮し、ここ数年來の中日両国人民の友好關係の發展を考慮し、また、これら戦犯の大多数が拘留期間中に程度の差こそあれ改悛の情を示している事実を考慮し、これら戦犯にたいしそれぞれ寛大政策にもとづいて処置することを決定する。ここに、目下拘留中の日本人戦犯にたいする処置の原則とこれに関する事項をつぎのとおり定める。

(1) 主要でない日本人戦犯、あるいは改悛の情がわりといちじろしい日本人戦犯にたいしては、寛大に処置し、

起訴を免除することができる。

罪状のおもい日本人戦犯にたいしては、各自の犯罪行為と拘留期間中の態度におうじて、それぞれ寛大な刑を科する。

日本の降伏後さらに中国の領土で他の犯罪行為を行なった日本人戦犯にたいしては、その犯罪行為をあわせて処置する。

(2) 日本人戦犯に対する裁判は、最高人民法院が特別軍事法廷を組織して行なう。

(3) 特別軍事法廷でつかう言語と文書は、被告人の理解できる言語、文字に訳すべきである。

(4) 被告人は自分で弁護を行ない、あるいは中華人民共和国の司法機関に登録した弁護士に依頼して弁護を受けることができる。特別軍事法廷はまた、必要と認められた場合、弁護人を指定して、被告人の弁護にあたらせることができる。

(5) 特別軍事法廷の判決は最終判決である。

(6) 刑を科せられた犯罪者が、受刑期間中の態度良好の場合、刑期満了前にこれを釈放することができる。

おわりに

これまで見てきたように、戦後直後における共産党の戦犯問題への姿勢は、迅速かつ嚴重な処罰を求める嚴罰主義ともいえるものであった。そうした姿勢は、アメリカや国民政府の戦犯処理に対する批判という形をとりながら、建国以後の人民政府にも引き継がれていた。

しかし、建国と相前後して、自らが手中にした戦犯に対しては、早期に裁判を行うことはなく、寛大な待遇のもとで、犯した罪を戦犯自身に告白させ、反省させる「認罪」教育を実施した。一九五六年の最終決定にみられるような戦犯処理の枠組みが、この段階において、どの程度見通されていたのかは不明だが、当時の中国が置かれていた国際・国内環境からは、早期の裁判は困難であったものと思われる。そうした状況の中で、戦犯への「認罪」教育が選択されたのではないだろうか。もともと、こうした手法は、戦時下の日本人捕虜に対してもなされており、なおかつ、当時の中国国内で用いられていた政治運動の手法でもあり、戦犯の頑なな軍国主義思想を払拭させるための有効な手段として認識されていたのであろう。

戦犯処理へ向けた具体的な動きは、戦犯の取り調べの本格化と、戦犯問題が日中間で表面化する、一九五四年以

降に顕著となり、「寛大」な処理方針が形成されていった。特に、日中間におけるやり取りにおいては、国交正常化問題とのかかわりのもとで、大枠としての戦犯への寛大な処理方針が表明されていたが、当初の中国側のスタンスは、国交正常化を待つて戦犯の最終的な処理を行うというものであった。しかし、日本側からの具体的な動きを引き出せない中で、戦犯処理のための具体的な準備に、一九五五年末から着手することになる。こうした政策の転換は、戦犯の最終的な処理自体を、国交正常化を促すための新たな「具体的な措置」として位置づけたことによるものといえよう。

したがって、釈放および処罰という戦犯の最終的な処理方針は、「日本の降伏後十年來の情勢の変化と現在おかれている状態」、「ここ数年來の中日両国人民の友好關係の發展」を考慮した結果であると、中国側が自ら表明しているように、日中間係を考慮した上での、政治的な判断によって導き出されたものであった。処理方針の決定プロセスにおいて、量刑が予め決定されていたこと、その量刑や被起訴者の数も、段階的に、より「寛大」なものになっていったことが、その証左といえよう。

また、そうした「寛大政策」を可能にした要因として、「戦犯の大多数が拘留期間中に程度の差こそあれ改悛の情を示して」いたことが指摘されよう。戦犯への寛大な処理は、

中国の対日戦犯処理政策（豊田）

対日關係を進展させる上では有効であつたとしても、長きにわたる日本の侵略によつて、多大の被害を蒙つた中国の人々にとつては、戦犯たちの「認罪」なしにはどうして受け入れられるものではなかつたであらう。極少数とはいへ、「寛大政策」を掲げながらも一部の戦犯に裁判を実施したのも、そうした国内世論への配慮という側面があつたのではないだろうか。

注

- (1) 中国帰還者連絡会編の代表的ものとしては、『私たちは中国でなにをしたか—元日本人戦犯の記録』（三一書房、一九八七年）、『三光—完全版三光』（晩聲社、一九八四年）、『覚醒—撫順戦犯管理所の六年』（新風書房、一九九五年）、『帰つてきた戦犯たちの後半生—中国帰還者連絡会の四〇年』（新風書房、一九九六年）。また、個人によるものとしては、富永正三『あるB・C級戦犯の戦後史』（水曜社、一九七七年）をはじめ、多くの出版物がある。
- (2) 裁判そのものを分析したものに、拙論「中華人民共和国の戦犯裁判」（『季刊 戦争責任研究』第一七・一八号、一九九七年）がある。また、戦犯の釈放問題を扱つたものに、大澤武司「幻の日本人『戦犯』釈放計画と周恩来—中華人民共和国外交部档案をてがかりに」（『中国研究月報』第六一卷第六号、二〇〇七年）、「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中關係—日中民間交渉における『三団体方式』を中心として」（『アジア研究』第四九卷第三号、二〇〇三年）、

「在華日本人『戦犯』の帰国—天津協定成立の経緯とその意義」（『中央大学社会科学研究所年報』第七号、二〇〇二年）がある。なお、戦犯の処理政策を扱つたものに、姫田光義「中国共産党の捕虜政策と日本人戦犯」（新井利男、藤原彰編『侵略の証言—中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店、一九九九年、二九九〜三〇三頁）がある。

(3) 法務大臣官房司法法制調査部『戦争犯罪裁判概要』（一九七三年）二二三〜二三四頁。

(4) 殷燕軍『日中講和の研究—戦後日中關係の原点』（柏書房、二〇〇七年）六七頁。

(5) 『解放日報』一九四五年九月一四日付、『新中国資料集成』第一卷（日本国際問題研究所、一九六三年）一二七〜一二九頁。なお、この点については、石井明「中国の立場とソ連の立場」（五十嵐武士・北岡伸一編『争論』東京裁判とは何だったのか）築地書館、一九九七年、九七〜九八頁）においても言及されている。

(6) 前掲、殷『日中講和の研究』七四〜七六頁。

(7) 『人民日報』一九四九年一月五日付。なお、A級戦犯容疑者の釈放と戦犯裁判が打ち切られる経緯については、粟屋憲太郎『東京裁判への道 下』（講談社選書メチエ、二〇〇六年）に詳しい。

(8) 『人民日報』一九四九年二月六日付。

(9) 前掲『戦争犯罪裁判概要』三三九頁。

(10) 宋志勇「戦後中国における日本人戦犯裁判」（『季刊 戦争責任研究』第三〇号、二〇〇〇年、六六頁。なお、国民政府の戦犯裁判に関する他の研究に、宋志勇「終戦前後における中国の対日政策—戦争犯罪裁判を中心に」（『史苑』第

五四卷第一号、一九四四年)、伊香俊哉「中国国民政府の日本戦犯処罰方針の展開(上)(下)」「季刊戦争責任研究」第三二・三三号、二〇〇一年、和田英穂「被侵略国による対日戦犯裁判—国民政府が行った戦犯裁判の特徴—」(『中国研究月報』第五五卷第一号、二〇〇一年)、同「国民政府による対日戦犯裁判の終結と日華平和条約」(『愛知論叢』第七一号、二〇〇一年)などがある。

(11) 『華商報』一九四六年一月三〇日付、前掲『新中国資料集成』第一卷、三六九頁。

(12) 『人民日報』一九四七年七月七日付、同前、四六二頁。

(13) 前掲、殷『日中講和の研究』七六〜七七頁。

(14) 前掲、『戦争犯罪裁判概要』三六〇頁。なお、岡村の処理に関する国民政府の動向については、前掲、和田「国民政府による対日戦犯裁判の終結と日華平和条約」(三八〜四一頁)、張宏波「日本軍の山西残留に見る戦後初期日中関係の形成」(『一橋論叢』第一三四卷第二号、二〇〇五年、一九三頁)に詳しい。

(15) 『毛沢東選集』第四卷(北京外文出版社、一九六八年)、四二五〜四三五頁。

(16) 『人民日報』一九四九年二月六日付。

(17) 『毎日新聞』一九四九年二月五日付、『新聞史料にみる東京裁判B・C級裁判 第2巻 B.C級裁判・戦犯裁判一般』(毎日新聞政治部、内海愛子・永井均監修・解説、現代史料出版、二〇〇〇年)一〇八頁。

(18) 『毎日新聞』一九四八年八月二〇日付、同前、一〇七頁。

(19) 『人民日報』一九四九年四月二二日付、『新中国資料集成』

第二卷(日本国際問題研究所、一九六四年)四六五頁。

(20) 『人民日報』一九五〇年二月六日付。

(21) 『人民日報』一九五〇年五月一六日付。

(22) 前掲、和田「国民政府による対日戦犯裁判の終結と日華平和条約」四一〜四二頁。

(23) 前掲、『戦争犯罪裁判概要』四一六〜四一八。

(24) 『新中国資料集成』第三卷(日本国際問題研究所、一九六九年)二二三頁。

(25) 『人民日報』一九五一年八月一六日付。

(26) 『人民日報』一九五一年九月七日付。

(27) 詳しくは、前掲、拙論「中華人民共和国の戦犯裁判」六八頁を参照。

(28) 中国帰還者連絡会訳編『覚醒—撫順戦犯管理所の六年』(新風書房、一九九五年)三〇〜三一頁。

(29) この経緯について言及したものに、新井利男「供述書はこうして書かれた」『侵略の証言』(岩波書店、一九九九年、二六三〜二七七頁)、新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』(梨の木舎、二〇〇三年)の序文がある。前者については根拠が明記されていないが、後者においては、「紀敏・撫順市文史資料委員会主任が、中国外交部史料から当時の記録文書を発見し」た内容として記載されている。また、殷燕軍は、前掲『日中講和の研究』において、旧ソ連の外交史料に依拠して同様の指摘を行っている。

(30) 前掲、殷『日中講和の研究』八〇頁。

(31) 『日籍戦犯情況』(一九五四年三月三十一日)中華人民共和国外交部档案館所蔵(一〇五・〇〇一六〇・〇一)

(32) 奥村和一・酒井誠「私は「蟻の兵隊」だった」(岩波ジュニア新書、二〇〇六年)九〇頁、吉開那津子『消せない記

中国の対日戦犯処理政策（豊田）

憶—湯浅軍医の生体解剖の記録』（日中出版、一九九三年）
一九八頁、永富博道『白狼の爪跡—山西残留秘史』（新風書房、一九九五年）一三七頁。

(33) 前掲、『日籍戦犯情況』。太原戦犯管理所への移送時期については、一次資料に依拠したが、他の資料や文献と若干の食い違いが見られる。例えば、山西省人民検察院編著『偵訊日本戦犯紀実（太原）』（新華出版社、一九九五年、一頁）では、一九五二年七月から戦犯の受け入れが始まったとの記載がなされている。また、当事者である湯浅謙は「十二月の末」（前掲、『消せない記憶』二二二頁）、永富博道は「十一月半ばの寒風が吹いてとても寒い日であった」（前掲、『白狼の爪跡』一三八頁）と回想している。詳しい状況はわからないが、太原の管理所への移送は、数次にわたって行われていた可能性も考えられる。なお、永年を経ずに太原戦犯管理所に収監された事例については、熊谷伸一郎『太原戦犯管理所簡史』『中帰連』第三五号（季刊『中帰連』発行所、二〇〇六年）三—一三頁に詳し。

(34) 双方の回想については、（註1）を参照のこと。なお、この「認罪」の内容と過程を分析したものに、野田正彰『戦争と罪責』（岩波書店、一九九八年）がある。

(35) こうした手法について、姫田光義は、戦時期の捕虜政策から一貫して適用されたものであったとの指摘をしている（前掲、姫田『中国共産党の捕虜政策と日本人戦犯』）。

(36) 前掲、奥村『私は「蟻の兵隊」だった』、吉開那津子『消せない記憶』、残留特務団実録編集委員会『終戦後の山西残留—元第一軍特務団実録』（残留特務団実録編集委員会、一九八九年）などを参照のこと。

(37) 前掲、新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員
の証言』七八頁。

(38) 同前。教育科の金源も同様の回想をしている。

(39) 同前、四〇二頁。

(40) 「中央会議文件 關於偵查日本戦犯的主要情況和处理意見的報告」（一九五六年三月一六日）中華人民共和国外交部

檔案館所藏（一〇五—〇〇五〇—一〇七）。

(41) 同前、四〇五頁。

(42) 前掲、山西省人民検察院『偵訊日本戦犯紀実（太原）』
五〇九—五一〇頁。

(43) 同前、一頁。

(44) 同前、一、五一〇—五一二頁。

(45) 同前、一頁。なお、同書では、この「弁公室」が後に「管理所（原文は、管教所）」に改称されたと記されている（四八七頁）が、孫鳳翔『太原戦犯管理所始末記』（前掲、『中帰連』第三五号、三二頁）によると、「弁公室」が対外的に管理所と呼ばれたという。

(46) 前掲、山西省人民検察院『偵訊日本戦犯紀実（太原）』二頁。

(47) 同前、一九—二〇、四一頁。

(48) 同前、二、四一頁。

(49) 「最高人民検察院關於偵查日本戦犯的主要情況和处理意見的報告（再修稿）」（一九五六年三月一六日）中華人民共和國外交部檔案館所藏（一〇五—〇〇五〇—一〇七）。

(50) 外務省アジア局第二課『中共対日重要言論集—一九五二年十二月一日より一九五五年三月末日まで』（一九五五年七月）二頁。

(51) 「中国紅十字会李德全会長関于日僑分批回国宣告截止的

談話』『戦後中日関係文献集 一九四五—一九七〇』（田桓主編、中国社会科学出版社、一九九六年）一六〇頁。

(52) 『朝日新聞』一九五四年七月三〇日付。

(53) 『朝日新聞』一九五三年七月八日付。

(54) 『朝日新聞』一九五〇年四月二三日付。

(55) 『朝日新聞』一九五四年七月三〇日付。

(56) 前掲、外務省『中共対日重要言論集』七六〜七七頁。

(57) 豊田隈雄『戦争裁判余録』（泰生社、一九八六年）四九四頁。

(58) 前掲、「日籍戦犯情況」。前掲、『終戦後の山西残留』六八、二〇四頁。

(59) 『朝日新聞』一九五四年八月一日付。

(60) この経緯については、波多野勝・飯森明子「李徳全訪日をめぐる日中関係」『常盤国際紀要』第四号（二〇〇〇年）、前掲、大澤「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係」などに詳しい。

(61) 『世界』第一〇八号（岩波書店、一九五四年）一〇〇〜一一五頁。

(62) 『朝日新聞』一九五四年一〇月一九日、二七日付。

(63) 『日本侵華戦争罪犯名冊』（中国帰還者連絡会が中国側の発表をもとに、翻訳および補足訂正を行ったものを、同会より提供を受けた）。

(64) 『日中関係基本資料集』（外務省中国課監修、財団法人霞山会、一九七〇年）六二〜六四頁。

(65) この時期の中国の対日政策に関する主な先行研究に以下のものがある。古川万太郎『戦後日中関係史』（原書房、一九八八年）、田中明彦『日中関係一九四五—一九九〇』（東京大学出版会、一九九〇年）、林昭代著・渡辺英雄訳『戦後

日中関係史』（柏書房、一九九七年）、廉舒「中国の対外政策と日本（一九五三—一九五七）」『人民外交』政策の再検討—『法学政治学論究』第五〇号、二〇〇一年。

(66) 『新中国資料集成』第四卷（日本国際問題研究所、一九七〇年）三四〇頁。

(67) なお、一九五五年初頭には、実現はしなかったものの、戦犯の釈放計画が立案されていた。詳しくは、前掲、大澤「幻の日本人『戦犯』釈放計画と周恩来」を参照されたい。

(68) この交渉の経緯については、厚生省援護局編『続々・引揚援護の記録』（クレス出版、二〇〇〇年）、王偉彬「在中國日本人の引き揚げに関する一考察」『修道法学』第二七卷二号（二〇〇五年）などに詳しい。

(69) 前掲、『日中関係基本資料集』八七〜八八頁。

(70) 同前、八九頁。

(71) 同前、九〇〜九二頁。

(72) 同前、九九〜一〇一頁。

(73) 同前、一〇二〜一〇四頁。

(74) 『朝日新聞』一九五五年一〇月六日付。

(75) 『朝日新聞』一九五五年一〇月二一日付。

(76) 『朝日新聞』一九五五年二月七日付。

(77) 『朝日新聞』一九五五年二月一四日付。

(78) 前掲、山西省人民検察院『偵訊日本戦犯紀実（太原）』五七頁。

(79) 前掲、新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』九七〜九八、四一〜六頁。

(80) 前掲、山西省人民検察院『偵訊日本戦犯紀実（太原）』一五六頁。前掲、「中央会議文件 關於偵查日本戦犯的主要

中国の対日戦犯処理政策（豊田）

- 情況和处理意見の報告」(二〇五—〇〇五〇—一〇七)。
- (81) 「關於日本戦犯の釈放和審判」中華人民共和国外交部檔案館所藏(一〇五—〇〇五〇—一〇三)。
- (82) 「關於審判日本戦犯の偽滿漢奸的幾個問題向中央的請示報告草稿」中華人民共和国外交部檔案館所藏(一〇五—〇〇五〇—一〇六)。以下、特に注記がない場合、「量刑研究小組」についてはこの資料による。
- (83) この量刑に關する内容は、小組での検討結果を受け、最高人民檢察院黨組織から周恩来に對して、一九五六年一月一二日付でなされたもの。
- (84) 前掲、「中央會議文件 關於偵查日本戦犯的主要情況和处理意見的報告」。
- (85) 「最高人民檢察院關於偵查日本戦犯的主要情況和处理意見的報告(再修稿)」中華人民共和国外交部檔案館所藏(一〇五—〇〇五〇—一〇七)。
- (86) 前掲、山西省人民檢察院『偵訊日本戦犯紀実(太原)』一五六頁。
- (87) 前掲、「中央會議文件 關於偵查日本戦犯的主要情況和处理意見的報告」。「处理日本戦犯工作計劃」中華人民共和国外交部檔案館所藏(一〇五—〇〇五〇—一〇二)。
- (88) 「中華人民共和国最高人民檢察院關於偵查在押的日本侵略中国戰爭中的戰爭犯罪分子的主要情況和处理意見的報告」中華人民共和国外交部檔案館所藏(一〇五—〇〇五〇—一〇七)。
- (89) 「關於处理在押日本侵略中国戦犯中戰爭犯罪分子的決定」『中華人民共和国主席令』『正義的審判—最高人民法院特別軍事法庭審判日本戦犯紀実』(王戰平主編、人民法院出版社、

一九九〇年)一〜二頁。『新中国資料集成』第五卷(日本國際問題研究所、一九七一年)二〇四〜二〇五頁。

〔付記〕本稿執筆にあたっては、明治学院大学の張宏波氏より貴重な資料の提供を受けた。記して感謝の意を表したい。

(本学文学部助教)

From Severe Punishment to Tolerance: China's policy for Japanese War Criminals

by TOYODA Masayuki

The trials for Japanese war criminals that were held by the People's Republic of China between June and July in 1956 seem unique in consideration of the other tribunals. This notion has been prevailed well around the past historians. We have not known yet, however, why the Chinese trials so differed, and how the Chinese government understood the disposal of Japanese war criminals.

To answer these questions, this paper examines the policy of the Chinese Communist Party for war crimes, and its making process.

As a result, it shows that in the initial stage of the post-war period, the Communist Party sought a severe and quick punishment for war criminals, and the government of the People's Republic took over the direction, while criticizing American and Nationalist Party's disposal of war criminals.

It, however, did not mean that the communist China persist in the initial policy. Rather it treated the war criminals gently, letting them confess their sin, change their thought and apologize, not making them judged so quickly.

This judicial direction was observed specially after 1954, when China began the questioning of the suspects for war criminals in full-scale, which was disputed between China and Japan. Both countries expected a settlement for the war criminals after restoring the official diplomatic relation. China, however, continued the "tolerant policy", aiming to urge Japan to reestablish diplomatic relations. It means that China employed the issue of war criminals as a practical measure against the stagnated diplomatic negotiation with Japan. The Chinese policy for Japanese war criminals was politically constructed.